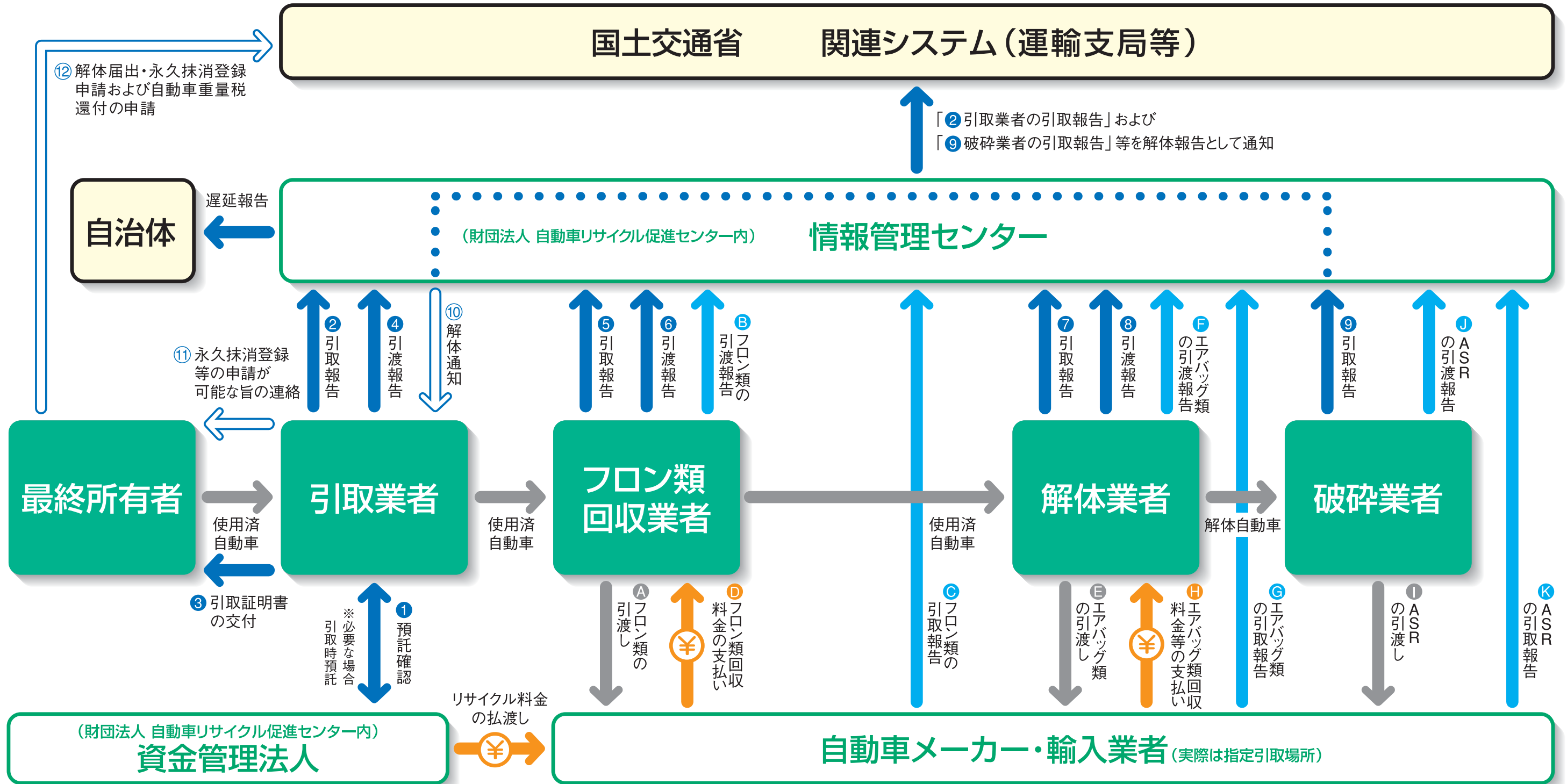


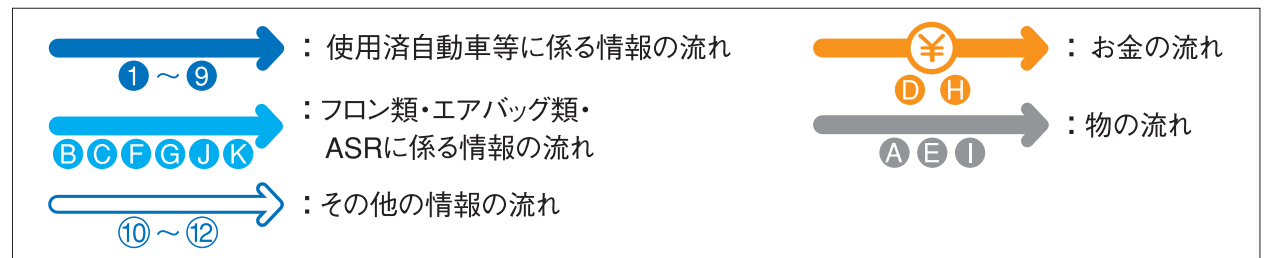
第5章 解体業者の移動報告実務

1. 電子マニフェスト(移動報告)制度の概要

- ・自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車等の「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンにて情報管理センターにインターネット経由で報告を行うことが必要となります。
- ・具体的な業務フローは下図のとおりです。



- 留意点—
- ① 移動報告は、引取業者が資金管理人に預託確認を行った後に、情報管理センターへ引取報告を行うことでスタートとなります。
 - ② 預託確認後、引取業者の引取報告がなされた車両は、その後再販・中古車輸出等を行うことは原則としてできません。



(1) 電子マニフェスト(移動報告)制度導入の目的/機能

① 使用済自動車の適正な引取り/引渡しの確保(不法投棄の防止等)

- ・ 移動報告制度により、情報管理センターにおいては個々の使用済自動車等の引取り・引渡しを行った事業者が把握可能となります。一定期間内に引取り・引渡しの報告がなされない場合には、登録・許可権者である自治体へその旨の情報提供(遅延報告)が行われます。

② リサイクル料金等の支払いの根拠

- ・ フロン類・エアバッグ類の回収等について、情報管理センターへの引渡報告が自動車メーカー等からの回収料金等支払いの根拠となります。

③ 関連制度への情報提供

- ・ 自動車重量税の還付制度や永久抹消登録等制度においては、個々の移動報告がなされ、解体の事実が確認できることが手続の条件となります。

【留意事項】

- ・ 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物マニフェストおよび使用済自動車マニフェストは、電子マニフェスト制度に一本化されます。(ただし、使用済自動車等から発生する廃油・廃液等を産業廃棄物として処理する場合には従来どおり産業廃棄物マニフェストが必要となります)
- ・ フロン回収破壊法の自動車フロン類管理書も不要となり、電子マニフェスト制度に一本化されます。(ただし、フロン回収破壊法上、2004年12月31日までに引き取ったカーエアコン付使用済自動車に関しては、自動車フロン類管理書が必要です。この使用済自動車は自動車リサイクル法の対象とはならないため、自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金の預託および電子マニフェスト制度によつ移動報告は不要です。)

(2) 受付時間等

- ・ 電子マニフェスト(移動報告)の受付時間は、8:00~20:00(予定)
(土日・祝日も稼働。ただし、システムメンテナンス等のための特定日を除く)
- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録完了後、秋頃に、移動報告に関する詳細マニュアル(パソコン版、FAX利用版のいずれか)を送付する予定です。

(3) パソコン等必要な機器(新規にパソコン等を購入される場合は、詳細をパソコン販売店等にご相談ください。)

パソコン	
ハードウェア	ハードディスク容量 → 空き容量1.0GB以上を推奨
	メモリー → 128MB以上を推奨
ソフトウェア	OS → マイクロソフト社ウィンドウズ98以上(2000以上を推奨)
	インターネット閲覧ソフト(ブラウザ) → マイクロソフト社インターネットエクスプローラ5.01以上(5.5以上を推奨)
	文書閲覧ソフト → アドビ社アクロバットリーダー4.0以上 アドビ社ホームページ(http://www.adobe.co.jp)よりダウンロード(無料)

必要に応じ「表計算ソフト」を準備してください。

インターネット接続環境

- ・ パソコン購入後、インターネットへの接続が必要となります。(別途、接続業者(プロバイダ)との契約を行ってください)
ADSL等の常時接続を推奨します。

プリンター

- ・ 必要に応じ準備してください。

(4) 確認通知・遅延報告

- ・ 各事業者からの「引取報告」「引渡報告」が一定期間行われなかった場合、以下のとおり確認通知や遅延報告が情報管理センターから行われます。

① 確認通知

- ・ 例えば、A社が引取報告実施後に引渡報告を行わなかった場合や、A社が次の事業者(引渡先B社)に引渡報告を行ったにも係らず引渡先B社が引取報告を行わなかった場合など、いずれの場合も、引渡・引取報告が行われていない旨を情報管理センターはA社に通知します。

B社が引取報告を行わなかった場合は、まずA社は自社の引渡し忘れ等がないかを確認してください。

(詳細は38ページをご覧ください)

② 遅延報告

- ・ 上記①の「確認通知」後に、さらに一定期間経っても報告がない場合、情報管理センターは上記A社の登録・許可権者である自治体に対して、報告遅延の旨とA社の事業者情報・車台番号等を自動的に報告します。 都道府県知事または保健所設置市長

③ 勧告・命令

- ・ 自治体は上記②の遅延報告をもとに、必要に応じ、A社に対して適切な措置等を講ずるよう勧告・命令を行います。

<引取報告実施後に、引渡報告を行わなかった場合>

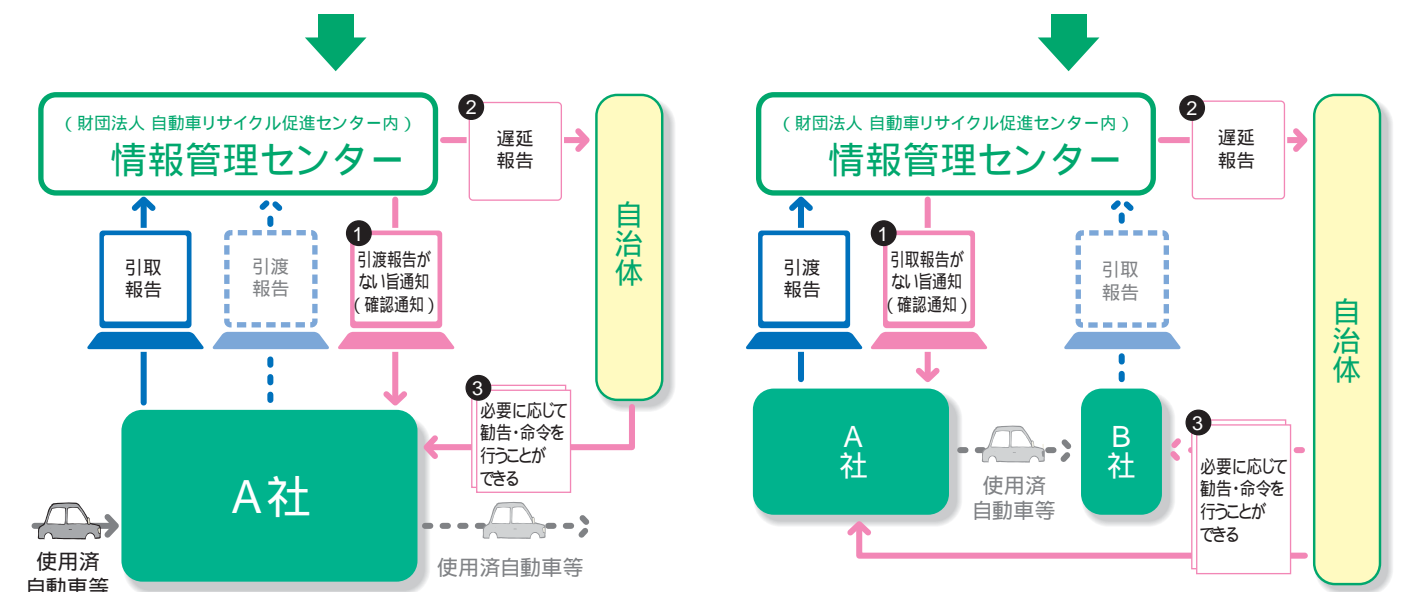
	確認通知 までの期間	遅延報告 までの期間
引取業者	30日	左記+10日
フロン類回収業者 (使用済自動車のみ)	20日	
解体業者	120日	
破砕業者	30日	

引取報告日から起算して計算(土日・祝日等を含む)

<引渡報告実施後に、引取報告が行われなかった場合>

	確認通知 までの期間	遅延報告 までの期間
引取業者	5日	左記+3日
フロン類回収業者		
解体業者		
破砕業者		

引渡報告日から起算して計算(土日・祝日等を含む)
フロン類およびエアバッグ類の引渡しに関しては15日



都道府県知事または保健所設置市長

第5章 解体業者の移動報告実務

2. メニュー選択（全ての移動報告に共通）

a 電子マニフェストシステムログイン

電子マニフェストシステムに接続（ログイン）します。

- 1 事業所コード（解体業者用）を入力します。（辞書機能あり）
- 2 パスワードを入力します。
- 3 「ログイン」ボタンをクリックします。

留意事項

複数の工程を兼務する場合は、工程ごとに「事業所コード」および「初期パスワード」が事業者情報登録センターより送付されますので、間違えないように管理してください。
事業所コードは、取引先にお知らせいただく必要がありますが、パスワードについては外部に漏れないように厳重に管理してください。

b メニュー選択

解体業者が実施する作業を選択します。

1. 電子マニフェストによる移動報告
使用済自動車または解体自動車およびエアバッグ類の引取・引渡の移動報告を行うメニューです。

2. 状況の表示（確認通知）
移動報告について情報管理センターから確認通知を受け、内容を確認するメニューです。

留意事項

移動報告等の作業の有無に係らずメニュー画面については毎日開き、確認通知の発生状況（赤字）を確認するようにしてください。

3. 取扱った車台に関する情報の閲覧
自社が取扱った車台およびエアバッグ類に関する情報を閲覧するメニューです。

4. その他
移動報告を取消す場合のメニューです。

3. 使用済自動車の引取報告

・引取業者またはフロン類回収業者から使用済自動車を引き取った時は、すみやかに引取報告を行います。

b メニュー選択

引取報告を行うメニューを選択します。

- 1 「1.1 引取報告」ボタンをクリックします。

c 引取報告

前工程の事業者から自社へ引渡報告された車台一覧から引取報告する車台を選択し、情報管理センターへの引取報告を行います。

- 2 引取対象車台の一覧の中で、引取報告を行う車台について、「エアバッグ類処理対象選択」欄の「自社処理」または「次業者処理」をチェックします。
一覧の中にその車台がない場合、前工程の事業者が引渡報告を行っていない可能性が高いため、催促を行ってください。
- 3 「引取報告対象選択」欄をチェックします。
- 4 「センターへ報告」ボタンをクリックします。

引取報告完了

情報管理センターへの引取報告が完了したことが通知されます。

引渡報告日	引渡元事業者/事業所名	車台番号	型式	車名	エアバッグ類処理対象選択		引取報告対象選択
					自社処理	次業者処理	
2004/12/09	東京フロン回収(株) 目黒工場	EE053-5523643	E-EE053	○○○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/12/09	品川引取(株) 北品川営業所	BB1-1234567890	E-BB1	○○○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/12/10	品川引取(株) 北品川営業所	CC1-1234567890	Q-CC1	△△△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/12/10	品川引取(株) 北品川営業所	DD1-1234567890	F-DD1	☆☆☆	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/12/10	目黒解体(株)	EE1-1234567890	E-EE1	□□□	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/12/12	品川引取(株) 北品川営業所	FF1-1234567890	Q-FF1	◇◇◇	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/12/12	目黒解体(株)	GG1-1234567890	E-GG1	○○○	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/12/12	品川引取(株) 北品川営業所	HH1-1234567890	Q-HH1	△△△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

自社処理を選択する場合：自社において、再資源化基準に従ってバッテリー、タイヤ、廃油・廃液等の回収などを行うと共に、エアバッグ類の取外回収または車上作動処理を行う場合にクリックします。
次業者処理を選択する場合：引き取った使用済自動車について全く解体を行わずに他の解体業者に引き渡す場合にクリックします。

4. 解体自動車（廃車ガラ）の引渡報告

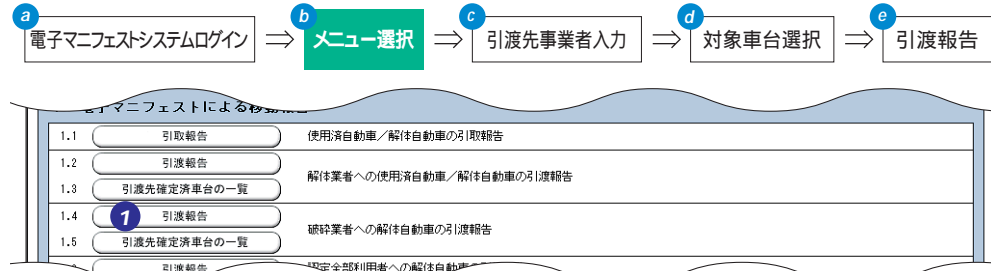
- ・再資源化基準に従って解体し、エアバッグ類の取外回収等を行った解体自動車を破砕業者等に引き渡した時は、すみやかに引渡報告を行います。
- ・破砕業者以外の解体自動車の引渡先としては、他の解体業者および解体自動車全部利用者が想定されます。解体自動車全部利用者への引渡しについては、プレス・せん断処理が行われた後に引き渡されることが多いと想定されることから、第8章において説明します。（[▶詳細は68ページをご覧ください](#)）

(1) 解体業者 破砕業者の場合

b メニュー選択

破砕業者への解体自動車の引渡報告を行うメニューを選択します。

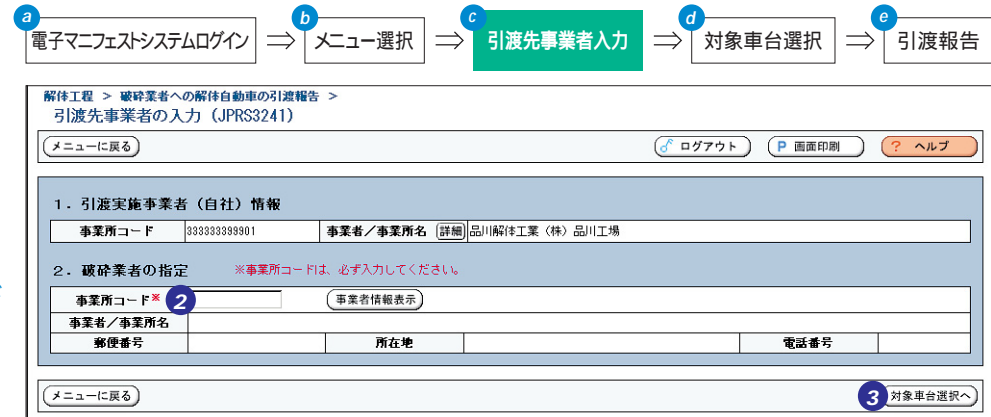
- 「1.4 引渡報告」ボタンをクリックします。



c 引渡先事業者の入力

解体自動車を引き渡す破砕業者を指定します。

- 破砕業者の事業所コードを入力します。（辞書機能あり）
「事業者情報表示」ボタンをクリックし、引渡先事業者情報に誤りがないか確認します。
- 「対象車台選択へ」ボタンをクリックします。



d 対象車台の選択

引取報告済車台の一覧から破砕業者へ引き渡す車台を選択・確定します。

- 「自社運搬、又は引渡先運搬」と「運搬委託」のいずれかを選択し、チェックします。

留意事項

解体自動車の運搬を他社に委託する場合、委託先の事業者は、廃棄物処理法上の収集運搬業許可が必要となります。「運搬委託」を選択した場合、事業者名および許可番号は、必須の入力となります。

- 引取報告済車台が一覧になっているので、その中から引渡報告を行う車台を選択し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。
- 「引渡先確定」ボタンをクリックします。



e 引渡報告

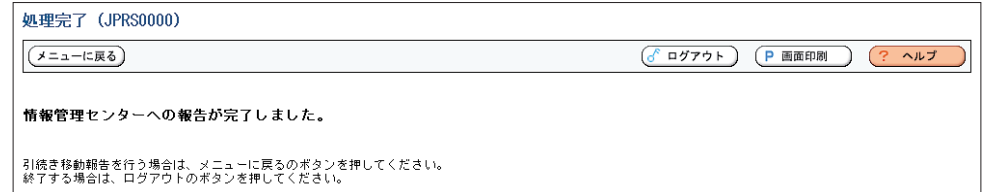
選択・確定した車台を情報管理センターへ報告します。

- 引渡先確定済車台の一覧で、情報管理センターへ報告する車台に誤りがないか再度確認し、「センターへ報告」ボタンをクリックします。

何らかの誤りがあった場合等、情報管理センターへの報告を行わない場合は、対象車台の「確定取消」欄をチェックします。その上で「確定取消」ボタンをクリックすると引渡先確定済車台の一覧から車台が削除されます。

引渡報告完了

情報管理センターへの引渡報告が完了したことが通知されます。



(2) 解体業者 解体業者の場合

- ・自社においてまったく解体を行わない場合や、自社で再資源化基準に従った解体およびエアバッグ類の処理を行った後さらに他の解体業者で部品取りを行う場合に、使用済自動車または解体自動車を他の解体業者へ引渡すことが可能です。メニュー選択において、解体業者へ引渡報告を行うために「1.2 引渡報告」を選択した後のc「引渡先事業者」の入力からe「引渡報告」までの画面操作は、破砕業者への引渡報告と同じ順序で行います。

(3) 解体業者であってプレス・せん断処理まで行う事業者（別途破砕業（破砕前処理）の許可が必要）における引渡報告

- ・同一事業所内であっても、使用済自動車の解体からプレス・せん断処理まで行った場合は、解体業者(自社)から破砕業者(自社)への引渡報告を行い、破砕業者(自社)での引取報告を行うことが必要です。
 - ・解体およびプレス・せん断処理を行った解体自動車をシュレッダー業者または解体自動車全部利用者へ引き渡した時は、破砕業者(自社)として引渡報告を行ってください。（[▶詳細は70ページをご覧ください](#)）
- 解体業者・破砕業者双方としての自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となり、事業者登録が完了した後は、解体業者・破砕業者ごとに事業所コードおよび初期パスワードが送付されます。

- ・解体自動車を次の事業者へ引き渡す際は、前の工程から引き渡されたリサイクル券[A券]等を解体自動車と共に引き渡してください。
解体自動車とリサイクル券等を取り間違えて引き渡さないようご注意ください。
- ・解体自動車の中に他の廃棄物を入れて引き渡すことは、次工程の事業者の正当な引取拒否事由となりますのでご注意ください。

5. エアバッグ類の引渡報告

- 取外回収を行ったエアバッグ類を自動車メーカー等が指定した指定引取場所へ引き渡した場合、またはエアバッグ類の車上作動処理を行った場合は、すみやかに処理の結果を入力すると共にエアバッグ類の引渡報告を行います。
- 使用済自動車の引取報告を行った際に「自社処理」を選択した場合は、必ずエアバッグ類の引渡報告が必要となります。エアバッグ類の引渡報告は、エアバッグ類の処理結果を入力(処理方法を選択)した上で、処理方法ごとに異なる方法で行っていただきます。

(1) エアバッグ類の処理結果の入力

- エアバッグ類の処理方法を選択します。処理方法には 取外回収、 車上作動処理、 一部取外回収・一部車上作動処理の3パターンがあります。

取外回収

すべての未作動のエアバッグ類の取外回収を行い、指定引取場所へ引き渡す方法:「回収」欄のみチェック

車上作動処理

すべての未作動のエアバッグ類を車上作動処理する方法(自動車再資源化協力機構を窓口とした自動車メーカー等との「車上作動処理委託契約」の締結が必要):「作動」欄のみチェック

一部取外回収・一部車上作動処理

1台の使用済自動車に機械式と電気式のエアバッグ類が混在している場合など、未作動エアバッグ類の一部を取外回収し、残りを車上作動処理する方法:「回収」「作動」欄の双方をチェック

b メニュー選択

エアバッグ類処理方法の選択を行うメニューを選択します。

- 「1.10 エアバッグ類処理方法の選択」ボタンをクリックします。

c 処理結果入力

エアバッグ類の処理方法を選択します。

- 処理対象車台の一覧の中で、エアバッグ類を処理した車台について、処理方法をチェックします。取外回収「回収」欄のみチェック
車上作動処理
「作動」欄のみチェック
一部取外回収・一部車上作動処理
「回収」「作動」欄の双方をチェック
- 「回収」「作動」欄のチェックを確認し「処理結果保存」ボタンをクリックします。

- 「メニューに戻る」ボタンをクリックしてメニューへ戻り、次ページ以降の要領でエアバッグ類の引渡報告を行います。

引取報告日	車台番号	型式	車名	義務者メーカー名	回収	作動
2004/11/20	12345678901234567890	1234567890	○○○社	○○○社	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	BB1-1234567890	E-BB1	◇◇◇	◇◇◇自動車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	CC1-1234567890	G-CC1	☆☆☆	☆☆☆自動車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	FF1-1234567890	E-FF1	○○○	○○○自動車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	GG1-1234567890	E-GG1	◇◇◇	◇◇◇自動車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	HH1-1234567890	E-HH1	☆☆☆	☆☆☆自動車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	JJ1-1234567890	E-JJ1	○○○	○○○自動車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) エアバッグ類の引渡報告(取外回収の場合)

- 使用済自動車からすべての未作動のエアバッグ類を取外回収し、エアバッグ類を指定引取場所へ引き渡した時は、すみやかにエアバッグ類の引渡報告を行います。取外回収の場合のエアバッグ類の引渡報告は回収ケースごとに行っていただきます。

b メニュー選択

エアバッグ類(取外回収)の引渡報告を行うメニューを選択します。

- 「1.11 引渡報告」ボタンをクリックします。

c 指定引取場所の入力

取外回収を行ったエアバッグ類を引き渡す指定引取場所を入力します。

- 指定引取場所の事業所コードを入力します。(辞書機能あり)
エアバッグ類の指定引取場所は自動車リサイクルシステムへの登録申請の際に選択した場所を入力してください。「事業者情報表示」ボタンをクリックし、引渡先事業者(指定引取場所)情報に誤りがないか確認します。
- 「対象車台選択へ」ボタンをクリックします。

d 対象車台の選択

引渡報告済車台の一覧から回収ケースに収納した車台を選択・確定します。

- 「自社運搬、又は引渡先運搬」「運搬委託」のいずれかを選択し、チェックします。
※エアバッグ類の運搬の方法は自動車リサイクルシステムへの登録申請の際に選択した方法を選択してください。

留意事項

エアバッグ類の運搬を他社に委託する場合、委託先の事業者は、廃棄物処理法上の収集運搬業許可が必要となります。「運搬委託」を選択した場合、事業者名および許可番号は、必須の入力となります。

- 取外回収したエアバッグ類を収納した回収ケースの番号を入力します。
- 引渡報告済の車台が一覧になっているので、その中から回収ケースにエアバッグ類を収納した車台を選択し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。
- 「引渡先確定」ボタンをクリックします。

電子マニフェストシステムログイン ⇒ メニュー選択 ⇒ 指定引取場所入力 ⇒ 対象車台選択 ⇒ 引渡報告

解体工程 > エアバッグ類(取外回収)の引渡報告 > 対象車台の選択 (JPRS3262)

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

1. 引渡実施事業者(自社)情報
事業所コード 3333333333 事業者/事業所名 品川解体工業(株)品川工場

2. エアバッグ類指定引取場所情報
事業所コード 5555555555 事業者/事業所名 神奈川集配センター(株) 郵便番号 123-4567 所在地 神奈川県横浜市鶴見区海岸1-2-3 電話番号 012-3456-7890

3. 運搬事業者情報
運搬事業者名、及び廃棄物処理法上の収集運搬許可番号 ※印の項目は、必ずいずれかを選択してください。なお、「運搬委託」を選択した場合は、委託した運搬事業者名と収集運搬許可番号を入力してください。
C 運搬委託(事業者名等:)

4. 荷姿情報
ケース番号 6 荷姿ID 荷姿作成日 最終確定日

5. 引渡報告済車台の一覧
該当車台は15件です 前ページ 次ページ 15 ページ 最新の一覧取得 表示件数 50件 並び替え 引取報告日(昇順)

引取報告日	車台番号	型式	車名	義務者メーカー名	引渡報告対象選択
2004/11/20	AA1-1234567890	E-AA1	〇〇〇	〇〇〇自動車	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	BB1-1234567890	E-BB1	〇〇〇	〇〇〇自動車	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	CC1-1234567890	G-CC1	☆☆☆	☆☆☆自動車	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	DD1-1234567890	E-DD1	△△△	△△△自動車	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	EE1-1234567890	G-EE1	□□□	□□□自動車	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	FF1-1234567890	E-FF1	〇〇〇	〇〇〇自動車	<input type="checkbox"/>

6. 備考情報
◆備考(当該工程用)
◆次工程(次業者)への申し送り事項

7. 参考情報
所属メーカー名 〇〇〇社、△△△社、XYZ自動車(株)、ABCモーター(株)、〇〇〇工業(株)、AAA自動車(株)、BBB自動車(株)、CCC自動車(株)、DDD自動車(株)、EEE自動車(株)、FFF自動車(株)、JJJ自動車(株)、GGG工業(株)、KKK自動車(株)、PPP工業(株)、◆◆工業(株)、〇△工業(株)、指定再資源化機関

(注)保存、確定等のボタンを押さずにメニューに戻った場合は、入力内容が保存されませんので注意してください。

メニューに戻る 荷姿確定 8 引渡先確定

e 引渡報告

引き渡す回収ケースを情報管理センターへ報告します。

- 引渡先確定済荷姿の一覧の中で、引渡報告を行う回収ケースを確認し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。
- 「センターへ報告」ボタンをクリックします。

電子マニフェストシステムログイン ⇒ メニュー選択 ⇒ 指定引取場所入力 ⇒ 対象車台選択 ⇒ 引渡報告

解体工程 > エアバッグ類(取外回収)の引渡報告 > 情報管理センターへの報告 (JPRS3263)

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

1. 引渡実施事業者(自社)情報
事業所コード 3333333333 事業者/事業所名 品川解体工業(株)品川工場

2. 引渡先確定済荷姿の一覧
※エアバッグ類の梱包が終了し、メーカー指定引取場所に引き渡すケースが存在する場合は、一番右にある「引渡報告対象選択」をクリックした上で、右下にある「センターへ報告」をクリックしてください。

最終確定日	引渡先事業者/事業所名	荷姿ID	ケース番号	ケースに収納された車台数	荷姿内容変更	確定取消	引渡報告対象選択
2004/11/20	神奈川集配センター(株)	AB-20041120-000001	TOY0890001	5	変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	神奈川集配センター(株)	AB-20041120-000002	TOY0890002	5	変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	神奈川集配センター(株)	AB-20041120-000003	TOY0890003	5	変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	神奈川集配センター(株)	AB-20041120-000004	TOY0890004	5	変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	神奈川集配センター(株)	AB-20041120-000010	TOY0890010	5	変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

メニューに戻る 確定取消 10 センターへ報告

引渡報告完了

情報管理センターへの引渡報告が完了したことが通知されます。

処理完了 (JPRS0000)

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

情報管理センターへの報告が完了しました。

引き続き移動報告を行う場合は、メニューに戻るボタンを押してください。終了する場合は、ログアウトのボタンを押してください。

(3) エアバッグ類の引渡報告(車上作動処理の場合)

・使用済自動車のすべての未作動のエアバッグ類を車上作動処理した時は、すみやかにエアバッグ類の引渡報告を行います。

b メニュー選択

エアバッグ類(車上作動処理)の引渡報告を行うメニューを選択します。

- 「1.13 引渡報告」ボタンをクリックします。

留意事項

車上作動処理のエアバッグ類引渡報告は、自動車メーカー等との契約に基づいて行うため、契約をしていない場合はこの移動報告を行うことはできません。

電子マニフェストシステムログイン ⇒ メニュー選択 ⇒ 引渡報告

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

1.1 引渡報告 使用済自動車/解体自動車の引渡報告

1.2 引渡報告 解体業者への使用済自動車/解体自動車の引渡報告

1.3 引渡先確定済車台の一覧

1.4 引渡報告 解体業者への解体自動車の引渡報告

1.5 引渡先確定済車台の一覧

1.6 引渡報告 認定全部利用者への解体自動車の引渡報告

1.7 引渡先確定済荷姿の一覧 ※認定全部利用者: メーカーと契約した電伊等

1.8 引渡報告 非認定全部利用者への解体自動車の引渡報告

1.9 引渡先確定済車台の一覧 ※非認定全部利用者: メーカーと契約していない電伊等、又は廃車ガラクタ業者

1.10 エアバッグ類処理方法の選択 エアバッグ類処理方法の選択

1.11 引渡報告 エアバッグ類(取外回収)の引渡報告

1.12 引渡先確定済荷姿の一覧

1.13 1 引渡報告 エアバッグ類(車上作動処理)の引渡報告

c 引渡報告

車上作動処理を行った車台を情報管理センターへ報告します。

- 引渡先確定済車台の一覧で、車上作動処理を行った車台を確認し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。
- 「センターへ報告」ボタンをクリックします。

電子マニフェストシステムログイン ⇒ メニュー選択 ⇒ 引渡報告

解体工程 > エアバッグ類(車上作動処理)の引渡報告 > 情報管理センターへの報告 (JPRS3264)

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

1. 引渡実施事業者(自社)情報
事業所コード 3333333333 事業者/事業所名 品川解体工業(株)品川工場

2. 引渡先事業者情報(注)自社情報が自動表示されます。
事業所コード 3333333333 事業者/事業所名 品川解体工業(株)品川工場 郵便番号 130-0338 所在地 東京都品川区品川3-30-30 電話番号 03-0330-3338

3. 引渡先確定済車台の一覧
該当車台は15件です 前ページ 次ページ 15 ページ 最新の一覧取得 表示件数 50件 並び替え 引取報告日(昇順)

引取報告日	車台番号	型式	車名	引渡報告対象選択
2004/11/20	12345678901234567890	1234567890	〇△〇	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	12555555554	12555	△△〇	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	144822418	G-DD1	☆☆☆	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	EE1-123000807	G-EE1	〇〇〇	<input type="checkbox"/>
2004/11/20	FF1-177655477	H-FF1	□□□	<input type="checkbox"/>

メニューに戻る 3 センターへ報告

引渡報告完了

情報管理センターへの引渡報告が完了したことが通知されます。

処理完了 (JPRS0000)

メニューに戻る ログアウト 画面印刷 ヘルプ

情報管理センターへの報告が完了しました。

引き続き移動報告を行う場合は、メニューに戻るボタンを押してください。終了する場合は、ログアウトのボタンを押してください。

(4) エアバッグ類の引渡報告(一部取外回収・一部車上作動処理の場合)

・使用済自動車の未作動のエアバッグ類について、一部を取外回収し、残りを車上作動処理を行った場合(エアバッグ類の処理結果の入力において「回収」「作動」欄の双方をチェックした場合)のエアバッグ類の引渡報告については、取外回収したエアバッグ類について引渡報告を行うことで終了します。

※取外回収したエアバッグ類について引渡報告をすることで、車上作動処理したエアバッグ類についても引渡報告が行われたと自動的にみなされます。

6. 確認通知の閲覧

・解体工程では、以下の場合に電子マニフェストシステム上で情報管理センターから[確認通知]がなされますので、日々メニュー画面を確認し、赤字でその旨が表示されている場合は、すみやかに対応してください。

- 1) 自社が引渡報告を行った後、120日以内に解体自動車等およびエアバッグ類の引渡報告を行わなかった場合
- 2) 自社が引渡報告を行った後、引取先が5日以内に解体自動車等の引取報告を行わなかった場合
- 3) 自社が引渡報告を行った後、指定引取場所が15日以内にエアバッグ類の引取報告を行わなかった場合

・特に、自社が引渡報告済で、引渡先が引取報告を行っていない場合、以下の手順で対応してください。

- 1) 自社が引渡先へ解体自動車等またはエアバッグ類を本当に引き渡しているか否かを運搬状況も含めて確認する。
- 2) 解体自動車等またはエアバッグ類を引き渡していなかった場合は、解体自動車等またはエアバッグ類を引き渡し、引渡先にて引取報告を行うよう要請する。
- 3) 解体自動車等またはエアバッグ類を引渡し済みの場合は、引渡先の状況(不適正処理等がないか)を確認の上、引渡先にて引取報告を行うよう要請する。

・なお、確認通知が発行された後も一定期間移動報告が行われなかった場合は、情報管理センターは都道府県等へ[遅延報告]を自動的に送付し、都道府県等は必要に応じ適切な措置等を講ずるよう勧告・命令等を行います。

b メニュー選択

確認通知の状況を確認するメニューを選択します。

1 確認通知が行われている場合は、業務メニュー画面において赤字でその旨が表示されますので、該当する「2.1 確認通知の閲覧」ボタンをクリックします。

留意事項

移動報告等の作業の有無に係らず、メニュー画面については毎日開き、確認通知の発生状況(赤字)を確認するようにしてください。

確認通知の閲覧	確認通知の内容
2.1	破砕業者等への使用済自動車/解体自動車引渡報告の未実施状況 *件の確認通知が発生しています。
2.2	メーカー指定引取場所へのエアバッグ類引渡報告の未実施状況 *件の確認通知が発生しています。
2.3	引渡先(解体業者)の使用済自動車/解体自動車引取報告の未実施状況 *件の確認通知が発生しています。
2.4	引渡先(破砕業者)の解体自動車引取報告の未実施状況 *件の確認通知が発生しています。
2.5	引渡先(メーカー指定引取場所)のエアバッグ類引取報告の未実施状況 *件の確認通知が発生しています。

c 遅延車台の確認

報告遅延車台の一覧にて車台を確認します。

車台番号等を確認し、適切な対応を行ってください。

必要により画面を印刷しておく確認の際に便利です。

引取報告日	確認通知日	自治体への遅延報告予定日	車台番号	型式	車名
2005/03/01	2005/06/30	2005/07/09	AA1-1234567890	E-AA1	○○○
2005/03/01	2005/06/30	2005/07/09	BB1-1234567890	E-BB1	◇◇◇
2005/03/01	2005/06/30	2005/07/09	CC1-1234567890	E-CC1	☆☆☆
2005/03/03	2005/07/02	2005/07/11	DD1-1234567890	E-DD1	△△△
2005/03/03	2005/07/02	2005/07/11	EE1-1234567890	E-EE1	□□□
2005/03/03	2005/07/02	2005/07/11	FF1-1234567890	E-FF1	○○○
2005/03/04	2005/07/03	2005/07/12	GG1-1234567890	E-GG1	◇◇◇
2005/03/04	2005/07/03	2005/07/12	HH1-1234567890	E-HH1	☆☆☆

解体業者のエアバッグ類の移動報告に係るその他の主な機能

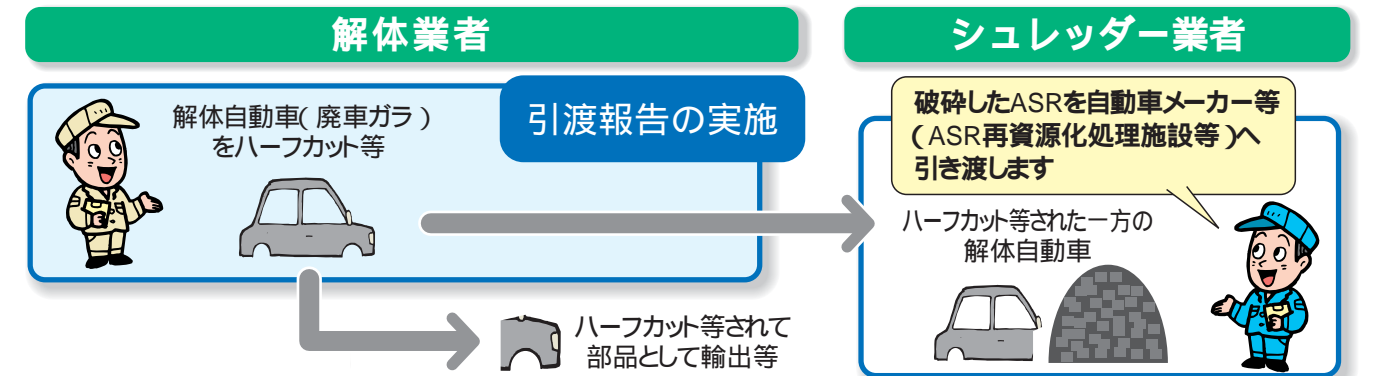
解体自動車等およびエアバッグ類の移動報告状況の閲覧
事業者詳細情報・車台詳細情報・エアバッグ類適正処理情報 等

補足：解体自動車(廃車ガラ)が分割処理される場合の移動報告の取回しについて

- ・解体自動車がハーフカット等され、一方がシュレッダー業者や解体自動車全部利用者に引き渡され、もう一方は部品として輸出等される場合も想定されます。
- ・電子マニフェストシステムによる解体自動車の引渡報告は、車台1台分のみ行うこととなっていますので、こうした場合においてはどちらか一方の解体自動車について引渡報告を行っていただくことになります。
- ・具体的には、以下の部分を含む解体自動車の引渡しについて、引渡報告を行うようにしてください。

乗用車 車台後部
トラック キャブ
バス アッパーボディ

取回しの例



上図のケースにおいては、車台後部を含む解体自動車はシュレッダー業者に引き渡されているので、これに関する引渡報告を行うようにしてください。

7. FAXを利用する場合の実務

(1) FAXの利用について

- ・使用済自動車 / 解体自動車の引取・引渡報告やエアバッグ類の引渡報告はパソコンの利用が原則となっていますが、やむを得ずパソコンを利用できない場合は、FAXを利用することも可能となっています。
- ・移動報告関連実務をFAXで行う場合は、情報管理センターへの手数料の支払いが必要となります。

FAXを利用する実務の場合は、手数料が必要になることに加え、パソコンを利用する場合と比較して車台一覧の中から車台を選択して移動報告を行うなどの各種便利機能がありません。各事業者における事務効率性の観点からもパソコンの利用をおすすめいたします。

また、FAX利用の場合には、記入事項が不備・不鮮明な時は、FAXを再度送信していただくこととなる点での不便があることについても事前に十分ご注意ください。

1) 事業者にて準備するもの

FAX機 (自社所有のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・普通紙が利用できること(推奨) ・A4用紙が送受信できること
指定のFAX専用 (OCR)用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の移動報告は専用OCR用紙を使用します。 ・専用OCR用紙は、無償配布します。 (追加発注方法等は別途ご案内する予定です。)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・IP電話回線によるFAX送信は利用できませんのでご注意ください。 インターネット回線による電話機能 ・各事業者からのFAX送信費用は各事業者負担となります。 ・各事業者の認証は、発信するFAX機の電話番号等で行いますので、発信者番号の通知を常時行うことが必要です。

2) 手数料について

FAXによる移動報告を行うには手数料の支払いが必要となります。

- ・パソコン保有事業者が自ら行う入力作業を、情報管理センターにて代行入力するため、手数料が発生します。

手数料は1件ごとに発生します。

- ・原則として引取報告・引渡報告等の各1件単位で手数料は発生します(車両1台当たり最低2件分の手数料が発生します)。エアバッグ類の引渡報告にも手数料は発生します。

手数料の金額は、事業者登録申込み後に別途ご連絡いたします。

手数料の引落しは、月1回の自動引落としとなりますので郵便局の口座開設をしていただく必要があります。

口座の残高不足により口座引落としが不可能な場合、FAXを利用した移動報告関連実務の利用が制限されることがあります。

3) 受付時間等

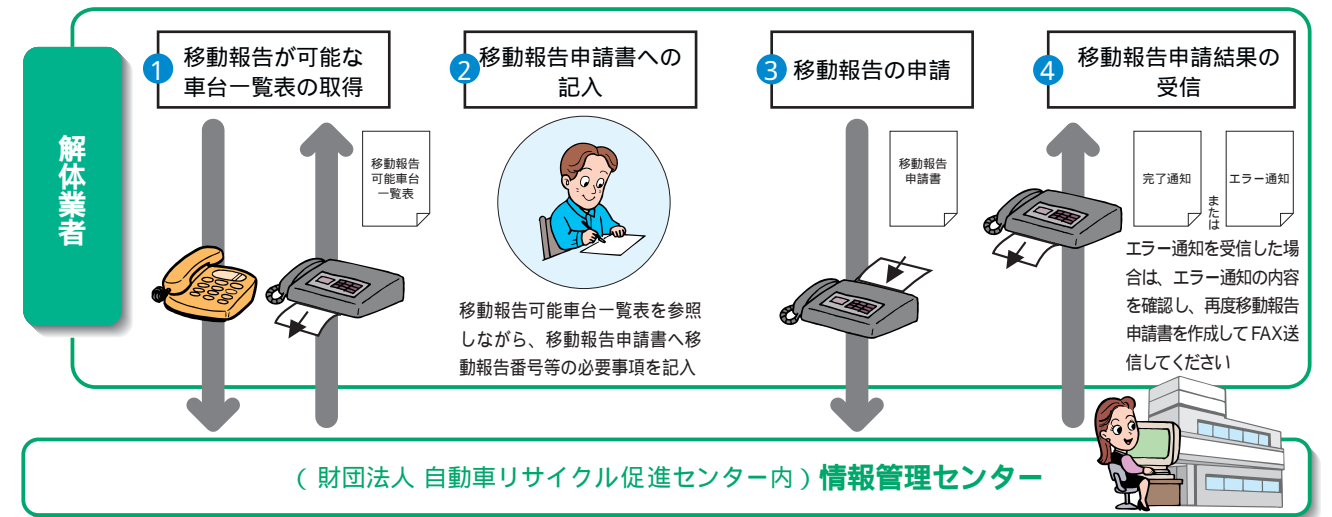
- ・FAXの受付は、8:00～20:00(予定) 土日・祝日も受付。ただしシステムメンテナンス等のための特定日を除く)
- ・自動車リサイクルシステムへの登録完了後、秋頃に、移動報告に関する詳細マニュアル(パソコン版、FAX利用版のいずれか)を送付する予定です。
- ・確認通知が発生した場合は、情報管理センターが解体業者へ確認通知をFAXにて自動的に送信します。
(手数料は発生しません)
- ・自らが扱った解体自動車等の後工程の移動報告状況の閲覧についても、FAXにより申請することが可能です。(手数料が発生します)

(2) FAXを利用する場合の具体的な実務

1) 解体自動車等の引取・引渡報告

- ・解体自動車等を引き取った時または引き渡した時は、すみやかに移動報告を行います。
解体自動車等の引取報告と引渡報告については、一度のFAX送信で行うことができます。その場合の手料は、引取報告と引渡報告のそれぞれに対し発生します。

① 移動報告の流れ



情報管理センターにおいて入力代行を実施

① 移動報告が可能な車台一覧表の取得

- ・情報管理センターのFAX音声ガイダンス電話番号(仮称)に電話し、音声ガイダンスにしたがったプッシュホン操作で、移動報告が可能な車台の一覧表(移動報告可能車台一覧表)をFAXにて受信します。

移動報告を申請しようとしている車台番号が、移動報告可能車台一覧表に存在しない場合は、一つ前に行われるべき移動報告が行われておりません。

具体的には、引取報告を行おうとした場合で移動報告可能車台一覧表に車台が存在しない場合は、前工程の事業者の引渡報告が行われておらず、引渡報告を行おうとした場合で移動報告車台一覧表に車台が存在しない場合は、自らが行うべき引取報告が行われておりません。前工程の事業者に連絡して引渡報告を行ってもらい、あるいは自らが引取報告を行った後に、再度移動報告可能車台一覧表を取得するようにしてください。

② 移動報告申請書への記入

- ・①で取得した移動報告可能車台一覧表に記載のある車台のうち、引取報告または引渡報告を行う車台について、あらかじめ配布されている移動報告申請書にボールペンを使用して移動報告番号等の必要事項を鮮明な字で記入します。

一枚の移動報告申請書で、1台の移動報告を行うこととなります。一枚の移動報告申請書で複数台の移動報告を行うことはできません。

③ 移動報告の申請

- ・②で記入した内容を再度確認した上で、移動報告申請書を情報管理センターのFAX受付専用番号(仮称)にFAX送信します。

④ 移動報告申請結果の受信

- ・FAX送信した移動報告申請書の内容が不備・不鮮明でなければ1時間程度で完了通知がFAX返信され、移動報告申請書の内容が不備・不鮮明な場合は同じく1時間程度でエラー通知がFAX返信されます。
- ・エラー通知を受信した場合は、エラー通知の内容を確認して再度移動報告申請書を作成し、FAX送信してください。

第5章 解体業者の移動報告実務

② 移動報告申請書等のイメージ

① 移動報告可能車台一覧表

JVR0015 2003年 1月 1日 08時00分 (財)自動車リサイクル促進センター

移動報告可能車台一覧表

1. 自社情報

事業所コード	112457885419	業区分	
事業者氏名/名称	品川解体工業(株)		
事業者住所/所在地	東京都品川区品川30-30		
事業所名称	品川解体工業(株)品川工場		
所在地	東京都品川区品川30-30		

2. 引渡報告対象車台一覧(前工程から引渡報告され、貴社の引取報告が必要な車台一覧)

引渡報告日	移動報告番号	引渡元事業者/事業所名	車台番号	車名
YYYYMMDD	123456789012	東京販売(株)東京営業所	AA111-0100190	
YYYYMMDD	234567890123	東京販売(株)東京営業所	ZXC123-4657987	
YYYYMMDD	345678901234	東京販売(株)東京営業所	ZXC123-4657988	
YYYYMMDD	456789012345	東京販売(株)東京営業所	ZXC123-4657989	
YYYYMMDD	567890123456	東京販売(株)東京営業所	ZXC123-4657990	
YYYYMMDD	678901234567	東京販売(株)東京営業所	ZXC123-4657991	

(注意)前工程から引渡報告されていないものは表示されません。また、表示のないものは貴社での引取報告ができません。

3. 引渡報告対象車台一覧(自社で引取報告し、引渡報告が必要な車台一覧)

引渡報告日	移動報告番号	車台番号	車名
YYYYMMDD	789012345678	ZXC123-4657981	
YYYYMMDD	890123456789	ZXC123-4657982	
YYYYMMDD	901234567890	ZXC123-4657983	
YYYYMMDD	112345678901	ZXC123-4657984	

(注意)自社で引取報告していないものは表示されません。また、表示のないものを貴社で引渡報告のみ行うことはできません。

1/1

移動報告を申請しようと
する移動報告番号を確認

移動報告を申請しようと
する車台番号の有無を
確認

② 移動報告申請書

センター申請年月日(任意) 年 月 日 (財)自動車リサイクル促進センター 移動報告申請書

10301 解体業者用 (解体済・解体自動車 破砕業者(または別の解体業者)へ引渡す場合)

1. 申請報告区分

引取報告のみ 引渡報告のみ 引取・引渡一括報告

2. 車両情報

移動報告番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

3. 自社情報

事業所コード 1 1 2 4 5 7 8 8 5 4 1 9

4. 引取報告時記入項目 引取報告時/引取・引渡一括報告時のみ記入 引渡元事業者/事業所名

エアバッグ類処理実施の有無 自社処理 次業者処理

5. 引渡報告時記入項目 引渡報告時/引取・引渡一括報告時のみ記入

引渡先事業所コード 1 1 4 2 6 7 5 4 9 2 8 5

運搬事業者区分 自社運搬、又は引渡先運搬 運搬委託

「運搬委託」を選択した場合は、委託した運搬事業者名と収集運搬許可番号を記入して下さい。

運搬事業者名 カンキョウウツク

産業物処理工法上の収集運搬許可番号 1 4 2 2 1 7

6. その他

車台詳細情報 送付を希望する場合、○を記入して下さい。

使用済自動車の引取報告時/引取・引渡一括報告時のみ記入

使用済自動車の引渡報告時/引取・引渡一括報告時のみ記入

④-1 完了通知

JVR0029 2003年 1月 1日 08時00分 (財)自動車リサイクル促進センター

移動報告結果通知

1. 自社情報

事業所コード	112457885419	業区分	
事業者氏名/名称	品川解体工業(株)		
事業者住所/所在地	東京都品川区品川30-30		
事業所名称	品川解体工業(株)品川工場		
所在地	東京都品川区品川30-30		

2. 受付結果

受付完了
<申請区分:車台引渡報告>

<受付エラー時の理由>

3. 貴社申請情報(間違っている、または読取れなかった項目に「*」印が付いています。)

申請受付日	YYYYMMDD	型式	AA111
車台番号	AA111-010111		
登録番号・車両番号		移動報告番号	123456789012
フロン類処理	有	フロン類種別	DFC
エアバッグ類処理	有		
最終所有者名			
引渡先区分	破砕業者		
引渡先事業所コード	114267549285		
事業者氏名/名称	-		
事業者住所/所在地	-		
事業所名称	-		
所在地	-		
運搬事業者区分	運搬委託		
運搬事業者名、及び収集運搬許可番号	カンキョウウツク 142217		
車台詳細情報	希望する		

移動報告として記録された内容を確認

④-2 エラー通知

JVR0029 年 月 日(月) 時 分 (財)自動車リサイクル促進センター

移動報告結果通知

1. 自社情報

事業所コード	114267549285	業区分	
事業者氏名/名称	品川解体工業(株)		
事業者住所/所在地	東京都品川区品川30-30		
事業所名称	品川解体工業(株)		
所在地			

2. 受付結果

受付エラー
(下記理由を参照し、再送申請してください。)
<申請区分:車台引渡報告>

<受付エラー時の理由>

下表*印部分が間違っているか、読取できませんでした。

3. 貴社申請情報(間違っている、または読取れなかった項目に「*」印が付いています。)

申請受付日	YYYYMMDD	型式	AA111
車台番号	AA111-010111		
登録番号・車両番号	〇〇〇	移動報告番号	123456789012
フロン類処理	有	フロン類種別	DFC
エアバッグ類処理	有		
最終所有者名			
引渡先区分	破砕業者		
引渡先事業所コード	114267549285		
事業者氏名/名称	-		
事業者住所/所在地	-		
事業所名称	-		
所在地	-		
運搬事業者区分	運搬委託		
運搬事業者名、及び収集運搬許可番号	*		
車台詳細情報	希望する		

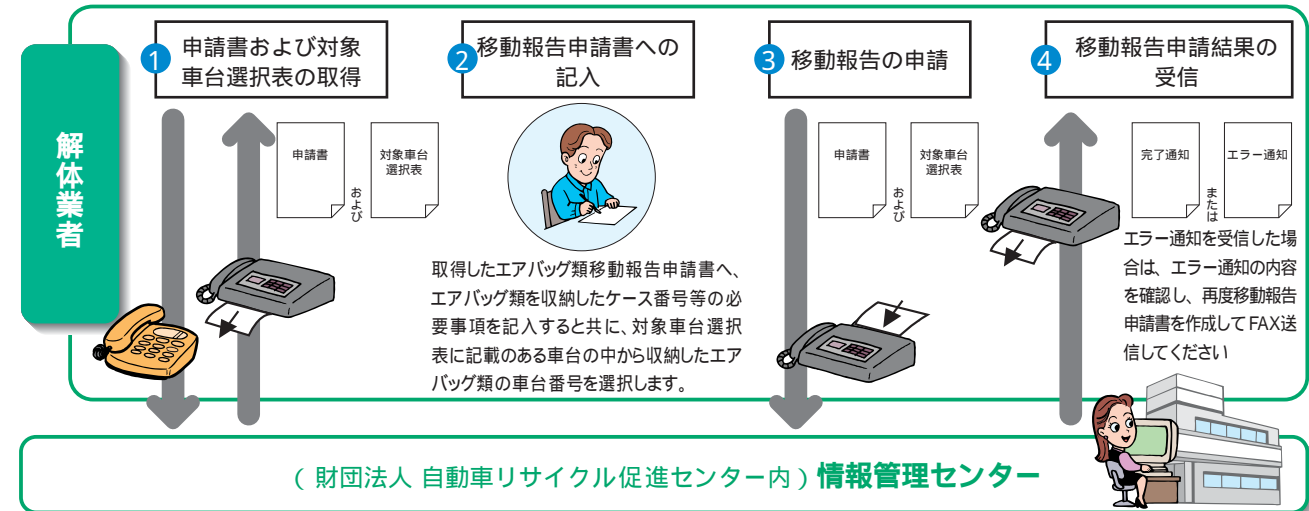
エラーの内容を確認して再度移動報告申請書を作成し、FAX送信

解体自動車等の引取・引渡報告の際には、「移動報告番号」を記入することが必要ですが、これはリサイクル券に記載されているリサイクル券番号(または移動報告車両情報に記載されている移動報告番号)と同じ番号になり、また、引取報告の完了通知にも移動報告番号は記載されていますので、これらを活用することで移動報告番号を確認することも可能です。

2) エアバッグ類の引渡報告（取外回収の場合）

- 使用済自動車からすべての未作動エアバッグ類を取外回収し、エアバッグ類を指定引取場所へ引き渡した後に、すみやかにエアバッグ類の引渡報告を行います。
- 取外回収したエアバッグ類の引渡報告は、回収ケースごとに行っていただきます。

① 移動報告の流れ



情報管理センターにおいて入力代行を実施

① 移動報告申請書および引渡報告対象車台選択表の取得

- 情報管理センターのFAX音声ガイダンス電話番号(仮称)に電話し、音声ガイダンスにしたがったプッシュホン操作で、エアバッグ類移動報告申請書およびエアバッグ類の引渡報告対象車台選択表をFAXにて受信します。
- 回収ケースに収納したエアバッグ類の車台番号がエアバッグ類の引渡報告対象車台選択表に存在しない場合は、自らが行うべき使用済自動車の引取報告が行われておりません。使用済自動車の引取報告を行なった後に、再度エアバッグ類移動報告申請書およびエアバッグ類の引渡報告対象車台選択表を取得するようにしてください。

② 移動報告申請書と対象車台選択表への記入

- ①で取得したエアバッグ類移動報告申請書に、ケース番号、エアバッグ類指定引取場所、エアバッグ類の運搬に関する情報等の必要事項をボールペンを使用して記入します。
- ①で取得したエアバッグ類の引渡報告対象車台選択表に記載のある車台の中から、エアバッグ類移動報告申請書に記載したケース番号の回収ケースに収納したエアバッグ類の車台番号を選択します。
- 一枚のエアバッグ類移動報告申請書で1つの回収ケースの引渡報告を行うことになります。一枚のエアバッグ類移動報告申請書で複数の回収ケースの移動報告を行うことはできません。

③ 移動報告の申請

- ②で記入した内容を再度確認した上で、エアバッグ類移動報告申請書とエアバッグ類の引渡報告対象車台選択表の双方を情報管理センターのFAX受付専用番号(仮称)にFAX送信します。

④ 移動報告申請結果の受信

- FAX送信したエアバッグ類移動報告申請書およびエアバッグ類の移動報告対象車台選択表の内容が不備・不鮮明でなければ1時間程度で完了通知がFAX返信され、移動報告申請書の内容が不備・不鮮明な場合は同じく1時間程度でエラー通知がFAX返信されます。
- エラー通知を受信した場合は、エラー通知の内容を確認して再度移動報告申請書を作成し、FAX送信してください。

② 移動報告申請書等のイメージ

①-1 エアバッグ類移動報告申請書

①-2 エアバッグ類の引渡報告対象車台選択表

自動車メーカー等と車上作動処理の委託契約を締結していない場合は、「作動」の選択欄は表示されません。

3) エアバッグ類の引渡報告（車上作動処理の場合）

- 使用済自動車のすべての未作動エアバッグ類を車上作動処理した後に、すみやかにエアバッグ類の引渡報告を行います。
- 車上作動処理は自動車メーカー等との委託契約に基づいて行うため、委託契約を締結していない場合は車上作動処理のエアバッグ類の引渡報告を行うことはできません。

〔移動報告の流れ〕

- 車上作動処理でのエアバッグ類の移動報告の流れは、2)エアバッグ類の引渡報告(取外回収の場合)と同様となります。ただし、車上作動処理の場合は、エアバッグ類移動報告申請書およびエアバッグ類の引渡報告対象車台選択表の「ケース番号」欄および「引渡先情報」欄への記入は不要となりますのでご注意ください。

4) エアバッグ類の引渡報告（一部取外回収・一部車上作動処理の場合）

- 使用済自動車の未作動エアバッグ類について、一部を取外回収し、残りを車上作動処理を行った場合のエアバッグ類の引渡報告については、取外回収したエアバッグ類の引渡報告を行うことで終了します。
- 車上作動処理は自動車メーカー等との委託契約に基づいて行うため、委託契約を締結していない場合は一部取外回収・一部車上作動処理のエアバッグ類引渡報告を行うことはできません。

〔移動報告の流れ〕

- 一部取外回収・一部車上作動処理の場合でのエアバッグ類の引渡報告の流れは、2)エアバッグ類の引渡報告(取外回収の場合)と同様となります。
- 一部取外回収・一部作動処理の場合はエアバッグ類移動報告申請書およびエアバッグ類の引渡報告対象車台選択表の「ケース番号」欄へ回収ケース番号を記入し、エアバッグ類の引渡報告対象車台選択表の「回収」欄および「作動」欄の双方を選択してください。